

# マイナ保険証をご利用ください



-令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

## マイナ保険証を使うメリット

### 1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が自己負担も低くなるんだ



### 2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない内容もあるから助かるわね



### 3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担をしなくて済むわ



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



#### 〈発行元〉

愛知県後期高齢者医療広域連合 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館北館3階  
電話 (0570) 011-558 (あいち後期高齢者医療コールセンター) ※通話料がかかります。  
(052) 955-1223 (保険料について)

●このリーフレットに記載されている内容は、令和6年4月現在のものです。その後、制度等が変更となる場合があります。



## 後期高齢者医療制度の保険料に関するご案内

### 保険料率の改定

# 令和6・7年度の保険料率を改定しました



後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、保険料率も2年ごとに見直すこととされています。

#### 令和4・5年度の保険料率

所得割率 **9.57%**  
被保険者均等割額 **49,398円**

#### 令和6・7年度の保険料率

所得割率 **11.13%**※1 (+1.56ポイント)※2  
被保険者均等割額 **53,438円**(+4,040円)

#### 令和4・5年度の一人当たり保険料額(年額)

**91,117円**(予算ベース)

#### 令和6・7年度の一人当たり保険料額(年額)

**103,381円**(+12,264円)

※1 令和6年度は、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割率が10.40%となります。

※2 ( )内の数値は、令和4・5年度との差

今回の保険料率改定により前回(令和4・5年度)に比べ、所得割率は、1.56ポイント、被保険者均等割額は、4,040円引き上げとなり、一人あたり保険料額(年額)は、12,264円(13.46%)の増加となりました。これは、一人あたり医療給付費等の増加に加え、国の医療保険制度改革に伴い、出産育児一時金を一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入や、後期高齢者負担率(※3)が見直され11.72%から12.67%に引き上げられたことによるものです。

なお、この制度改革については被保険者の方の負担が急激にならないように、激変緩和措置(※1、※4など)が設けられています。

※3 「後期高齢者負担率」とは、医療給付費に占める保険料負担の割合で、国が全国一律に決定しています。

### 保険料賦課限度額の改定

国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

令和5年度

**66万円**

令和6年度

**80万円**※4

※4 令和6年度については、令和6年度に新たに75歳になり加入する方を除き、賦課限度額は73万円となります。

## 保険料の計算方法

保険料は被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。(年度途中の加入・脱退については、月割計算となります。)



※1 「所得金額」とは、収入金額から必要経費を差し引いた額であり、収入が公的年金収入のみの方は(公的年金収入額 - 公的年金等控除額)が所得金額になります。

※2 「基礎控除額」は、合計所得金額(注)に応じて次のとおりとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

(注)「合計所得金額」は、長期・短期譲渡所得の特別控除、繰越控除を適用する前の所得金額(適用がない場合は、所得金額と同額)

※3 令和6年度は、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割率が10.40%となります。

※4 令和6年度については、令和6年度に新たに75歳になり加入する方を除き、賦課限度額は73万円となります。

## 所得の低い世帯の方の保険料の軽減

所得の低い世帯の方に対しては、世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(以下「軽減判定所得」(※5)といいます。)に応じて、次のとおり被保険者均等割額を軽減します。(下表は令和6・7年度の保険料が対象です。)

軽減判定所得(世帯主及び世帯の被保険者全員の所得金額の合計額)の要件	軽減割合	軽減額 (軽減後の均等割額)
<b>軽減判定所得が43万円以下の世帯</b> (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等(※6)が2名以上いる場合には 43万円 + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯)	<b>7割</b>	<b>37,407円</b> (16,031円)
<b>軽減判定所得が43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯</b> (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には 43万円 + (29.5万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯)	<b>5割</b>	<b>26,719円</b> (26,719円)
<b>軽減判定所得が43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) 以下の世帯</b> (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には 43万円 + (54.5万円 × 被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯)	<b>2割</b>	<b>10,688円</b> (42,750円)

※5 前年(注)の12月31日現在65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額とします。また、軽減判定所得には、専従者給与に係る所得金額は含めず、専従者控除、長期・短期譲渡所得の特別控除を適用する前の所得金額を用います。

※6 「給与所得者等」とは、①給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、②公的年金等にかかる所得を有する者(前年(注)の12月31日現在65歳未満の者に対しては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年(注)の12月31日現在65歳以上の者に対しては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

(注)「前年」は、令和6年度保険料にあつては令和5年、令和7年度保険料にあつては令和6年。

## 年金所得者の保険料の計算モデル

- (1) ~ (5) 夫婦2人世帯。2人とも被保険者かつ前年(注)の12月31日現在65歳以上かつ年金以外の所得がない場合。  
 (6) ~ (10) 単身世帯。前年(注)の12月31日現在65歳以上かつ年金以外の所得がない場合。

(注)「前年」は、令和5年度保険料にあつては令和4年、令和6年度保険料にあつては令和5年。

※令和6年度の( )内は、令和5年度との差額。

- (1) 夫の年金収入153万円、妻の年金収入125万円 ※均等割7割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
夫	14,800円	16,000円 (+1,200円)
妻	14,800円	16,000円 (+1,200円)

- (2) 夫の年金収入168万円、妻の年金収入125万円 ※均等割7割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
夫	29,100円	31,600円 (+2,500円)
妻	14,800円	16,000円 (+1,200円)

- (3) 夫の年金収入211万円、妻の年金収入125万円 ※均等割5割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
夫	80,200円	87,000円 (+6,800円)
妻	24,600円	26,700円 (+2,100円)

- (4) 夫の年金収入275万円、妻の年金収入125万円 ※均等割2割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
夫	156,200円	178,500円 (+22,300円)
妻	39,500円	42,700円 (+3,200円)

- (5) 夫の年金収入300万円、妻の年金収入125万円 ※均等割軽減なし

	令和5年度	令和6年度
夫	190,000円	217,000円 (+27,000円)
妻	49,300円	53,400円 (+4,100円)

- (6) 本人の年金収入153万円 ※均等割7割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
本人	14,800円	16,000円 (+1,200円)

- (7) 本人の年金収入168万円 ※均等割7割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
本人	29,100円	31,600円 (+2,500円)

- (8) 本人の年金収入197万円 ※均等割5割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
本人	66,800円	72,400円 (+5,600円)

- (9) 本人の年金収入221.5万円 ※均等割2割軽減該当

	令和5年度	令和6年度
本人	105,000円	118,900円 (+13,900円)

- (10) 本人の年金収入300万円 ※均等割軽減なし

	令和5年度	令和6年度
本人	190,000円	217,000円 (+27,000円)